

専決処分第 15 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 23 年 8 月 4 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----------|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成 23 年 2 月 11 日に町道浦越線を走行中、道路脇斜面で発生した落石に乗り上げ、車輛底部を損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 346,928 円 | |
| | 内訳 | 車輛修理代 | 284,960 円 |
| | | 休業補償 | 61,968 円 |